

<p>高圧ガス保安協会            技術委員会規程(平成17年9月13日制定)改正(案)</p>	<p>高圧ガス保安協会            技術委員会規程(平成17年9月13日制定)現行</p>
<p>(適用)            第1条 本規程は、高圧ガス保安協会定款(以下「定款」という。)第6章に基づき設置される技術委員会(以下「委員会」という。)の組織の運営等について規定する。</p> <p>(委員会)            第2条 委員会は、30名以内の技術委員(以下「委員」という。)をもって組織する。            2 委員会に委員長及び副委員長を置く。            3 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。            4 委員長は、委員会の会務を総理する。            5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある場合において委員長を代行する。</p> <p>(委員会の権限)            第3条 委員会は、高圧ガス保安協会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じ、高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)の業務のうち次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。            (1)高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申に関する事            (2)技術上の基準及び規格に係る省令の制定、改廃に関する経済産業大臣への答申に関する事            (3)高圧ガスの保安を推進するために必要な技術基準の作成に係る基本方針に関する事            (4)定款第6章の2に規定する規格委員会の設置及び廃止に関する事            (5)規格委員会の審議過程の適正性の確認(以下「プロセスレビュー」という。)、及び第3号の技術基準の技術的評価(以下「テクニカルレビュー」という。)に関する事            (6)前各号に掲げるもののほか、高圧ガスの保安に関する技術的重要事項            2 委員会は、前項に規定する事項について会長に対して意見を述べることができる。</p> <p>(委員の任命)</p>	<p>(適用)            第1条 本規程は、高圧ガス保安協会定款(以下「定款」という。)第6章に基づき設置される技術委員会(以下「委員会」という。)の組織の運営等について規定する。</p> <p>(委員会)            第2条 委員会は、30名以内の技術委員(以下「委員」という。)をもって組織する。            2 委員会に委員長及び副委員長を置く。            3 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。            4 委員長は、委員会の会務を総理する。            5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある場合において委員長を代行する。</p> <p>(委員会の権限)            第3条 委員会は、高圧ガス保安協会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じ、高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)の業務のうち次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。            (1)高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申に関する事            (2)技術上の基準及び規格に係る省令の制定、改廃に関する経済産業大臣への答申に関する事            (3)高圧ガスの保安を推進するために必要な技術基準の作成に係る基本方針に関する事            (4)定款第6章の2に規定する規格委員会の設置及び廃止に関する事            (5)規格委員会の審議過程の適正性の確認(以下「プロセスレビュー」という。)、及び第3号の技術基準の技術的評価(以下「テクニカルレビュー」という。)に関する事            (6)前各号に掲げるもののほか、高圧ガスの保安に関する技術的重要事項            2 委員会は、前項に規定する事項について会長に対して意見を述べることができる。</p> <p>(委員の任命)</p>

<p>高圧ガス保安協会 技術委員会規程(平成 17 年 9 月 13 日制定)改正(案)</p>	<p>高圧ガス保安協会 技術委員会規程(平成 17 年 9 月 13 日制定)現行</p>
<p>第 4 条 委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。ただし、規格委員会の委員長については技術委員に任命されなければならないものとする。</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>2 一の任期途中で任命された委員の任期は、当該任期の残任期間とする。</p> <p>(委員の活動)</p> <p>第 6 条 委員は、別に定める <b>委員等倫理心得</b> を遵守するとともに、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項について委員会で調査審議するために必要な活動を行う。</p> <p>2 委員は、規格委員会の活動の評価並びにプロセスレビュー及びテクニカルレビューを委員個人として行い、必要に応じて規格委員会に対して説明を求めることができる。</p> <p>3 委員は、自らが行った規格委員会の活動の評価並びにプロセスレビュー及びテクニカルレビューに関する規格委員会の説明及び対応について、委員会の決議を求めることができる。</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第 7 条 委員会は委員長が招集し、原則として年 4 回開催する。</p> <p>2 委員長は、審議事項とその内容に応じて、臨時に委員会を開催することができる。</p> <p>3 委員は、委員会での審議を必要とする議案があるときは、委員長に書面により提出し、必要に応じて説明資料を添付する。委員長は、委員より議案の提出があった時は、これを委員会に付議しなければならない。</p> <p>4 委員長は、委員会の開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題を 15 日以上前に委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 8 条 委員会の定足数は、委員の数の過半数とする。</p> <p>2 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長は議案の内容を勘案して公開することが適当でないと判断するときは、非公開とすることができる。</p> <p>3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に意見を求めることができる。</p> <p>4 委員会事務局は、審議の経過を追跡可能な様式で議事録を作成し、保管しな</p>	<p>第 4 条 委員は、高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。ただし、規格委員会の委員長については技術委員に任命されなければならないものとする。</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>2 一の任期途中で任命された委員の任期は、当該任期の残任期間とする。</p> <p>(委員の活動)</p> <p>第 6 条 委員は、別に定める <b>委員倫理</b> を遵守するとともに、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項について委員会で調査審議するために必要な活動を行う。</p> <p>2 委員は、規格委員会の活動の評価並びにプロセスレビュー及びテクニカルレビューを委員個人として行い、必要に応じて規格委員会に対して説明を求めることができる。</p> <p>3 委員は、自らが行った規格委員会の活動の評価並びにプロセスレビュー及びテクニカルレビューに関する規格委員会の説明及び対応について、委員会の決議を求めることができる。</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第 7 条 委員会は委員長が招集し、原則として年 4 回開催する。</p> <p>2 委員長は、審議事項とその内容に応じて、臨時に委員会を開催することができる。</p> <p>3 委員は、委員会での審議を必要とする議案があるときは、委員長に書面により提出し、必要に応じて説明資料を添付する。委員長は、委員より議案の提出があった時は、これを委員会に付議しなければならない。</p> <p>4 委員長は、委員会の開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題を 15 日以上前に委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 8 条 委員会の定足数は、委員の数の過半数とする。</p> <p>2 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長は議案の内容を勘案して公開することが適当でないと判断するときは、非公開とすることができる。</p> <p>3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に意見を求めることができる。</p> <p>4 委員会事務局は、審議の経過を追跡可能な様式で議事録を作成し、保管しな</p>

<p>高圧ガス保安協会 技術委員会規程(平成 17 年 9 月 13 日制定)改正(案)</p>	<p>高圧ガス保安協会 技術委員会規程(平成 17 年 9 月 13 日制定)現行</p>
<p>ければならない。</p> <p>5 委員会においてテープ他の機器を用いて録音を行うことは、委員会事務局が議事録を作成する目的で行う場合以外には、原則として認めない。</p> <p>(議事録等)</p> <p>第9条 委員会は、会議を開催したときは、次回の会議において議事録を承認しなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、第11条の決議を要する。</p> <p>3 委員会事務局は、委員会が承認した議事録及び当該会議の資料を公衆ができるだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。ただし、委員会の判断により公開することが適当でないと言われた場合はこの限りではない。</p> <p>4 委員会事務局は、議事録案について会議に出席した委員全員が書面で確認することにより、次回の会議に先立ち前項に準じて議事録案を公開することができるものとする。</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第10条 委員会は、委員会運営を円滑に行うため、必要に応じて、特定の議題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。</p> <p>2 ワーキンググループの運営に関する事項の詳細は、別に定める。</p> <p>(決議)</p> <p>第11条 委員長は、委員会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の数の過半数の同意を得て採決を行う。</p> <p>2 採決は挙手によることとし、出席委員の数の過半数の賛成により、これを可決の決議とする。</p> <p>3 委員が規格委員を兼ねる場合には、当該委員は当該規格委員会に関連する第3条第1項第5号の議案の採決に加わることはできない。この場合、当該委員の数は前項の出席委員の数には含まない。</p> <p>(異議申し立て)</p> <p>第12条 委員は、委員会により可決又は否決された決議について異議のある場合に、委員会に対し再考することを要求することができる。</p> <p>2 委員会は異議申し立てのあった場合、当該異議申し立てを行った委員に説明をする機会を与えなければならない。</p> <p>3 異議申し立てを行う委員は、委員会が決議を行った日から20日以内に異議</p>	<p>ければならない。</p> <p>5 委員会においてテープ他の機器を用いて録音を行うことは、委員会事務局が議事録を作成する目的で行う場合以外には、原則として認めない。</p> <p>(議事録等)</p> <p>第9条 委員会は、会議を開催したときは、次回の会議において議事録を承認しなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、第11条の決議を要する。</p> <p>3 委員会事務局は、委員会が承認した議事録及び当該会議の資料を公衆ができるだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。ただし、委員会の判断により公開することが適当でないと言われた場合はこの限りではない。</p> <p>4 委員会事務局は、議事録案について会議に出席した委員全員が書面で確認することにより、次回の会議に先立ち前項に準じて議事録案を公開することができるものとする。</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第10条 委員会は、委員会運営を円滑に行うため、必要に応じて、特定の議題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。</p> <p>2 ワーキンググループの運営に関する事項の詳細は、別に定める。</p> <p>(決議)</p> <p>第11条 委員長は、委員会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の数の過半数以上の同意を得て採決を行う。</p> <p>2 採決は挙手によることとし、出席委員の数の過半数以上の賛成により、これを可決の決議とする。</p> <p>3 委員が規格委員を兼ねる場合には、当該委員は当該規格委員会に関連する第3条第1項第5号の議案の採決に加わることはできない。この場合、当該委員の数は前項の出席委員の数には含まない。</p> <p>(異議申し立て)</p> <p>第12条 委員は、委員会により可決又は否決された決議について異議のある場合に、委員会に対し再考することを要求することができる。</p> <p>2 委員会は異議申し立てのあった場合、当該異議申し立てを行った委員に説明をする機会を与えなければならない。</p> <p>3 異議申し立てを行う委員は、委員会が決議を行った日から20日以内に異議</p>

<p>高圧ガス保安協会 技術委員会規程(平成 17 年 9 月 13 日制定)改正(案)</p>	<p>高圧ガス保安協会 技術委員会規程(平成 17 年 9 月 13 日制定)現行</p>
<p>のあることを委員会に書面で表明し、その理由及び委員会が再考すべき議案について明確にしておかなければならない。</p> <p>4 異議申し立てに関する決議については、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。</p> <p>5 異議申し立てに関する決議に対して、再度異議申し立てを行うことはできないこととする。</p> <p>(委員の辞任等)</p> <p>第 13 条 委員は、その任期中に会長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。</p> <p>2 委員は、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、会長によりその職を解かれることがある。</p> <p>3 委員会が前項の意見を会長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。</p> <p>4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 14 条 委員会運営に関する事務は、高圧ガス保安協会総合企画部が行う。</p> <p>2 委員会事務局は、会議が開催されたときは、開催の日から 10 日以内に議事録案等により可決又は否決された全ての決議について各委員に通知しなければならない。</p> <p>(規程の制定、改定又は廃止)</p> <p>第 15 条 本規程の制定、改定又は廃止は、委員の数の過半数が賛成する決議を経た後、会長が行う。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成 17 年 9 月 13 日から実施する。(平成 17 年 9 月 13 日技術委員会承認)</p> <p>平成 10 年 7 月 1 日改正及び施行の技術委員会規程は廃止する。</p> <p>附則</p> <p>この改正は、平成 年 月 日から実施する。</p>	<p>のあることを委員会に書面で表明し、その理由及び委員会が再考すべき議案について明確にしておかなければならない。</p> <p>4 異議申し立てに関する決議については、委員の数の過半数以上が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。</p> <p>5 異議申し立てに関する決議に対して、再度異議申し立てを行うことはできないこととする。</p> <p>(委員の辞任等)</p> <p>第 13 条 委員は、その任期中に会長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。</p> <p>2 委員は、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、会長によりその職を解かれることがある。</p> <p>3 委員会が前項の意見を会長に伝えるためには、委員の数の過半数以上が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。</p> <p>4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 14 条 委員会運営に関する事務は、高圧ガス保安協会総合企画部が行う。</p> <p>2 委員会事務局は、会議が開催されたときは、開催の日から 10 日以内に議事録案等により可決又は否決された全ての決議について各委員に通知しなければならない。</p> <p>(規程の制定、改定又は廃止)</p> <p>第 15 条 本規程の制定、改定又は廃止は、委員の数の過半数以上が賛成する決議を経た後、会長が行う。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成 17 年 9 月 13 日から実施する。(平成 17 年 9 月 13 日技術委員会承認)</p> <p>平成 10 年 7 月 1 日改正及び施行の技術委員会規程は廃止する。</p>